

日本発条健康保険組合
理事長 堀江 雅之



2026年度（令和8年度）健康保険料率等について

平素は、当組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年2月19日に開催されました第168回組合会において、下記のとおり保険料率が承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 料率について

(保険料率：千分率)

		一般保険料率			調整保険料率	合 計
		基本保険料率	特定保険料率	合 計		
健康保険料率	事業主	22.289	27.411	49.700	0.80	50.50
	被保険者	15.787	19.413	35.200	0.50	35.70
	小 計	38.076	46.824	84.900	1.30	86.20
介護保険料率	事業主	8.50				8.50
	被保険者	8.50				8.50
	小 計	17.00				17.00
子ども子育て 支援金率	事業主	1.15				1.15
	被保険者	1.15				1.15
	小 計	2.3				2.3
				合 計	105.50	

*「保険料率」については、「一般保険料率」・「介護保険料率」は据え置きとなります。

*令和8年4月（令和8年5月納付分）より「子ども子育て支援金」が新設となります。

2. 標準報酬月額と保険料の内訳

項 目	2026年度	2025年度
等 級	28等級	27等級
標準報酬月額	440,000円	410,000円
(標準月額範囲)	(425,000~455,000)	(395,000~425,000)
一般保険料 (A)	37,928円	35,342円
(内) 調整保険料	(572円)	(533円)
介護保険料 (B)	7,480円	6,970円
子ども子育て支援金 (C)	1,012円	0円
合計(A)+(B)+(C)	46,420円	42,312円
料率 (一般+介護+子ども)	105.50/1000	103.20/1000
平均標準報酬月額	436,170円	415,705円

* 平均標準報酬月額は、2025年9月30日時点の全加入者平均標準報酬額を適用

3. 適用期間

2026年3月1日 ~ 2027年2月28日

(任意継続被保険者の場合 2026年4月1日 ~ 2027年3月31日)

4. 任意継続被保険者の徴収保険料

(1) 退職時の標準報酬月額が保険料計算の月額になります。

(2) 保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。

* 任意継続被保険者は、本人の申出により資格を喪失することができます。

以 上